○ 美幌・津別広域事務組合職員の再任用に関する条例

平成26年3月3日 条 例 第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用の対象となる者)

- 第2条 再任用の対象となる者は、再任用しようとする年度の初日の前日(第2号において勤務延長の末日が3月31日でない場合は、その日)において、第6条における任期の末日に達していない者で、次のいずれかの条件を満たす者とする。
 - (1) 法第28条の2第1項の規定により当日に定年退職者となる者
 - (2) 法第28条の3第1項又は同条第2項の規定により勤務延長している者で、当日に当該任期の末日となる者
 - (3) 法第28条の4第1項の規定する定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤務して退職したものであって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 現に再任用されている者で、当日に当該任期の末日となる者 (採用)
- 第3条 前条第1号から第3号までにおける再任用職員の採用は、職員在職中に おける勤務実績が良好であり、勤務に係る標準職務遂行能力及び適正を有す る場合に行うことができるものとする。

(任期)

- 第4条 再任用職員の任期は各年度の4月1日(第2条第2号において勤務延長の末日が3月31日でない場合は、その日の翌日)から1年を超えない範囲内とする。 (任期の更新)
- 第5条 第2条第4号における再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好であり、職務に係る標準職務遂行能力及び適正を

有する場合に行うことができるものとする。

(任期の末日)

第6条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、 その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければな らない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(組合構成町の条例等の進用)

第8条 この条例の施行に関し、必要な美幌・津別広域事務組合構成町の条例 等を準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第6条中、「65年」とあるのは、次の各号に掲げる生年月日に該当する者については、それぞれの区分に応じた年齢に読み替えるものとする。

(任期の末日の特例)

消防司令長以上の消防吏員及び事務局職員

- (1) 昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの者 61年
- (2) 昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれの者 62年
- (3) 昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれの者 63年
- (4) 昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれの者 64年 消防司令以下の消防吏員(特定消防職員)
- (1) 昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれの者 61年
- (2) 昭和36年4月2日から昭和38年4月1日生まれの者 62年
- (3) 昭和38年4月2日から昭和40年4月1日生まれの者 63年
- (4) 昭和40年4月2日から昭和42年4月1日生まれの者 64年
- 3 前項の規定にかかわらず、当該職員が高度の知識、技能又は経験を有し、 その職員の任期を更新しないことにより公務の運営に著しい支障が生ずると き又は、管理者が特に必要と認める場合には、その者が65年に達する日以後 における最初の3月31日までとすることができる。